

令和4年 1月25日(火)

令和4年河南町議会1月臨時会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和4年河南町議会1月臨時会議会議録

年 月 日 令和4年1月25日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 （9名）

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	6番	佐々木	希絵
8番	浅岡	正広	9番	福田	太郎
10番	中川	博			

欠席議員 （1名）

7番 廣谷 武

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 昌吾
副 町 長	城田 国昭
教 育 長	新田 晃之
総合政策部長	辻本 幸司
総務部長	渡辺 慶啓
住民部長	福田 新吾
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村 夕香
まち創造部長	安井 啓悦
まち創造部理事	日根 直哉
総合政策部秘書企画課長	森口 竜也
総合政策部危機管理室長	木矢 哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	多村 美紀
総務部副理事兼施設整備担当課長	牧野 勉
総務部人事財政課長	後藤 利彦
総務部副理事兼契約検査室長	谷 道広
総務部副理事兼まち創造部副理事	西本 伸二
住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長	辻元 哲夫

住民部副理事兼保険年金課長
住民部 税務課長
健康福祉部高齢障がい福祉課長
健康福祉部健康づくり推進課長
まち創造部地域整備課長
まち創造部副理事兼都市環境課長
まち創造部農林商工観光課長併農業委員会事務局長

大 谷 由 候
渡 辺 恵 子
和 田 信 一
中 筋 美 枝
藤 木 幹 史
大 門 晃
池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長
(教育委員会事務局)

岩 根 有津佐

教 ・ 育 部 長
教 ・ 育 部 教 育 課 長
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 こ ど も 1 ば ん 課 長
教 ・ 育 部 生 産 ま な ぶ 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

湊 浩
中 海 幹 男
田 中 啓 之
森 弘 樹
梅 川 茂 宏

議会事務局職員出席者

事 務 局 長
課 長 補 佐

木 矢 年 謙
門 林 純 司

会議録署名議員

4 番 大 門 晶 子

5 番 力 武 清

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本日の会議に付した事件

日程第1から第6まで、及び追加日程

令和4年河南町議会1月臨時会議

令和4年1月25日（火）午前10時開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会議期間の決定について	6
日程第3	諸般の報告	6
日程第4	議案第30号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第7号）	8
日程第5	委員会提出議案第1号 河南町議会委員会条例の一部を改正する 条例の制定について	19
日程第6	意見書案第5号 オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治 法改正を求める意見書	22
追加日程第1	選任第1号 広報常任委員会委員の選任について	25
追加日程第2	選任第2号 予算・決算常任委員会委員の選任について	25

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

それでは、これより令和4年河南町議会1月臨時会議を開催します。

ただいまの出席議員は9名です。廣谷議員は欠席との連絡を受けております。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本臨時会議に対する説明員の通知、議会運営委員会の審議結果、会議日程、本日の議事日程、例月出納検査の結果報告は、タブレット929 令和4年1月25日、1月臨時会議のフォルダに送信しています。ご確認ください。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、4番 大門議員、5番 力武議員を指名します。

○議長（浅岡正広）

日程第2 会議期間の決定についてを議題とします。

1月21日に開催されました議会運営委員会の審議結果のとおり、本臨時会議の会議期間については本日1日にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議期間は本日1日と決しました。

○議長（浅岡正広）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

諸般の報告は、令和3年11月分の例月出納検査の結果報告であり、正確に処理されていた

という内容でありました。監査委員、また議会選出の監査委員である高田議員におかれましては、大変お疲れさまでした。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

ここで、令和4年河南町議会1月臨時会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がありましたので、これをお受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、令和4年河南町議会1月臨時会議に際しまして、議員の皆様には何かとお忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。会議に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、大阪府は昨日、新型コロナウイルスのオミクロン株の感染急拡大を受け、府独自の状況判断基準、大阪モデルにのっとり非常事態を宣言されました。町内の新規感染者数も、連日報告されている状況でございます。現在の感染状況を踏まえまして、町といたしましても、引き続き大阪府新型コロナウイルス対策本部の対応を注視しながら対策を講じてまいりたいと、このように考えております。議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会議にご提案申し上げます案件は、予算案1件でございます。議案第30号令和3年度河南町一般会計補正予算（第7号）でございます。これにつきましては、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金に関する補正予算でございます。

詳細につきましては後ほど担当者からご説明をいたしますので、ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

森田町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りいたします。

日程第4 議案第30号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第7号）から日程第6 意見書案第5号 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書までの3件を、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において全体審議

することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、議案第30号から意見書案第5号までの3件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第4 議案第30号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレットの931 令和4年1月20日、臨時会議議案送付の中の議案一式、令和4年河南町議会1月臨時会議資料をお開きいただきたいと思います。

それでは、提案理由のほうを説明させていただきます。

タブレットの6ページをお開きください。

#### 議案第30号

##### 令和3年度河南町一般会計補正予算（第7号）

令和3年度河南町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,799万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和4年1月25日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、7ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」。

まず、歳入でございます。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金で2億500万円の追加でございまして、歳入合計も同じく2億500万円を追加し、補正後の予算額を69億1,799万7千円とするものでございます。

続きまして、8ページ、歳出でございます。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費で2億500万円の追加。歳出合計で、同じく2億500万円を追加し、補正後予算額を69億1,799万7千円とするものでございます。

続きまして、9ページ、「第2表繰越明許費補正」でございます。

繰越明許費の追加でございますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業2億500万円で、歳出予算で計上いたしました費用と同額について、事業の進捗状況により翌年度に繰り越して使用ができるよう、繰越明許費を設定させていただくものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の補正について、事項別明細書で説明をさせていただきます。

12ページのほうをお開きください。

今回の補正予算につきましては、コロナ克服のための国の経済対策として措置されました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について補正をさせていただくものであります。

まず、(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金、(目) 民生費国庫補助金、(節) 社会福祉費補助金で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業補助金でございます。真ん中の行になりますけれども、給付事業費補助金で2億円、その下の給付事務費補助金で500万円、合計2億500万円を計上しております。今回、歳出で計上させていただいている経費全額が国庫補助の対象となっております。

続きまして、13ページでございます。

歳出でございますが、まず、(款) 民生費、(項) 社会福祉費、(目) 社会福祉総務費、(節) 報酬27万8千円の追加につきましては、事務補助のための会計年度任用職員の報酬であります。

次に、(節) 職員手当等17万3千円の追加でございますが、職員の時間外勤務手当を計上しております。

次に、(節) 旅費9千円の追加は、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

次に、(節) 需用費65万5千円の追加でございますが、事務経費といたしまして消耗品費30万円、印刷製本費35万5千円を計上しております。

次に、（節）役務費88万5千円の追加でございますが、郵便料のほか、口座振替手数料などを計上させていただいております。

次に、（節）委託料300万円の追加は、給付事務に係るシステム導入費用でございます。

次に、（節）負担金補助及び交付金2億円の追加でございますが、住民税非課税世帯等臨時特別給付金といたしまして、1世帯当たり10万円の給付で2,000世帯を見込んでおります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○10番（中川 博）

今、渡辺部長のほうから説明いただいたんですけれども、河南町の住民税非課税世帯が2,000世帯ということで、かなり大きな世帯なんですけれども、その辺はちゃんと間違いないのかというのを確認と、それともう一点ですけれども、この非課税世帯では漏れる世帯、例えば、大阪市とかは前年度より3割以上の所得が減少した世帯に対して、同じように支給するというような考えを示されております。河南町といたしましては、そういう考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

1点目の非課税世帯の数でございますが、まず非課税世帯につきましては、未申告者も含めまして概ね1,860世帯を考えております。それと、もう一つの制度がございます。家計の急変世帯が1,860世帯の概ね7%の数で積算するような国の基準になっておりまして、それが130世帯。足しますと、大体2,000世帯になるということで積算しております。

それと、2点目の質問でございますが、国制度以外の給付制度がないのかということでございます。今回考えておりますのは国の支給のとおりでございます。住民税の均等割が非課税の世帯と、令和3年1月以降の収入が減少して住民税非課税相当の収入の世帯となった家計急変世帯、この2つのものが対象で事業を行わせてもらう予定としております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、辻本部長が説明いただいたんで、それは当然分かるんですね、国の施策ですから。その上で、例えばコロナの中で、大変な中で非課税世帯までいかないけれども、例えば住宅ローンとか抱えている世帯とか、そういう場合は、ひょっとしたら非課税世帯よりか厳しい家計になるかも分からないと。先ほど数字の部分でお聞きしましたら、ほぼ2,000世帯になるということでかなり大きな世帯ですから、それに漏れる世帯というのは、それほどの数字ではないかということをご想定して、少しのところでしたらそういう考えも必要じゃないかなと思いますので、これは辻本部長が決定できないと思いますので、また検討いただきたいと思っております。

もう一点ですけれども、この説明の中で、コロナを克服するためのそういう施策であるというように先ほど説明いただきましたけれども、そういうコロナの中で今オミクロン株が非常に増加しております。住民の皆様様の安心という意味での関連質問なんですけれども、今、テレビ等を見ておりましたら、オミクロン株がどんどん増えているということで、病院に救急車等が数珠つなぎのように駆け込んでいるというような状況の報道がよくされております。

河南町のある住民の方から相談を受けたんですけれども、河南町の富田林市消防本部ですけれども、救急車はそういうコロナ関係の、例えば高熱を出されたそういう患者さんというか住民の方に対して対応していないというようなことを何か言われたらしいんですけれども、そういう対応を河南町はしていないんですか。テレビ等を見ましたら、どんどん東京都のほうは救急車で搬送して病院に駆けつけているというような救急車の対応をしておるんですけれども、河南町はどういう対応をしておるのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

救急搬送の件で今ご質問だと思うんですけれども、救急搬送につきましては、富田林市消防本部に委託しておりますので、聞いている話ではコロナの対応もしていると思うんですが、正確なことはちょっと分かりかねます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

3回目だと思いますので、そうしたら、それをちょっと確認していただきたい。

非常にやっぱり今は増えておりますし、河南町も昨日は8名ですかね、そういう形でどんどん増えておりますので、住民の方が保健所等、またいろんなところに電話してもつながらないという不安が非常に大きい中で、唯一救いの手というのは救急体制、河南町の救急体制が非常に住民の人の安心をやはり維持するために必要だと思いますので、そこはちょっと確認していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

まず、基本的なことを聞きたいんですけども、今回の支給の範囲が住民税非課税世帯等となっているんですけども、この等の及ぶ範囲というのはどのような基準なのか。それと、こういった人の対象者はどういった人が対象になっているのか。住民税非課税世帯というのはそんなふうに理解できるんですけども、等までついているということはどういう意味合いを指しているのか、まずお聞きしたい。

それと、支給の基準日はいつになっているのかということ。

3点目は、申請による支給なのか、それとも、大まかに2,000世帯という判断ですけども、その2,000世帯に直接把握されて、この人たちはもう申請しなくても役場のほうがもう把握して、そのままその人たちに支給されるのか、そのあたりの実務的な話も含めてちょっと質問させてもらいます。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

住民税非課税世帯等の等の意味だと思うんですけども、先ほど中川議員のときにも説明させていただきましたが、今回の対象となる世帯なんですけれども、一つが、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯、それともう一点が、令和3年1月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった世帯、これもここでは家計急変世帯と言っているんで

すけれども、その2点がございます。それで等となっていると考えております。

次に、基準日ですけれども、基準日につきましては、令和3年12月10日に河南町のほうに住民票のある方でございます。

もう一点、申請の方式なんですけれども、まず、これプッシュ型で行います。それで、先ほど申しましたように、非課税世帯が概ね1,860世帯ございます。未申告者も含めまして。こちらのほうの該当者のほうには、河南町のほうから通知書を送らせていただきます。それで、本人さんからこちらの通知書を確認していただいて、また、役所のほうに確認書を送付していただく。それを返送していただいたら、町のほうがそれを確認しまして、本人さんのほうに給付させてもらうという形になっております。

残りの家計急変世帯につきましては、該当となる方のほうから申請を役場のほうにさせていただくという形になってございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

実務的な話はよく分かりました。

それで、これが国の制度ということなんですけれども、世帯単位となっているんですよ。世帯単位では、去年の1人10万円の給付とはちょっと意味合いが違うのかなというふうに思っているんですけれども、コロナ禍での支援ということになれば、世帯単位というよりも、僕は個人の分の動きじゃないかなというふうに思っているんです。世帯単位ということになるとかなりまだ、昨年、子供さん向けの10万円支給というのはあったんですけれども、全体的にこの分については世帯単位でも個人の収入のほうが影響するのではないかなというふうに思っているんですけども、世帯単位じゃなくて個人でできなかったのかと、そのあたりの状況というのはどうやったのかなということなんです。

それともう一つは、国の制度に限らず、これだけコロナでもう2年以上も住民、国民が我慢我慢しているという中で、町の追加の施策というのは考えられなかったのかなという思いがあるんですけれども、そのあたりの考えを示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

まず、1点目の今回の制度につきまして、世帯単位でなくて個人単位で支給すべきではないかというご意見だと思うんですけども、この制度につきましては国の給付金となっておりますので、その制度自体が非課税世帯等に対する世帯単位で計算しておりますので、この分は世帯で行わなければならないと考えております。

2点目の国の制度とは別に独自の施策、横出しといいますか、そういうことはないかということなんですけれども、先ほど中川議員からもご質問ありました。今の段階では、この国の制度だけを考えております。また、そのこと以外につきましては、いろいろと考えてもいきたいと考えておりますが、今の段階ではこの制度のままだけでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

今、独自の問題で、去年から始まっているカナちゃんコインであるとか、Chiiicaをやられて、これはこれで評判だし評価もいただいておりますけれども、僕は経済的な支援と同時に心の安心感を与えるということで、僕はこれだけ増えている中で、せんだって河南町では、ウエルシアのお店でコロナの検査キットなり、無料の検査をやられると。我々も急遽買い出しに行ったら1人で3人分しか売ってくれない、検査キットを。そんな状態で、今や全国的にも検査キットが不足しているという状況があります。残念ながら、町職員も議員もコロナ感染している中で、やっぱり安心感を与える。私の知り合いのところもウエルシアに行ったら、検査キットはもう、昨日、おとといと2日行ったんだけど検査を受けられない、こういう状態ですわ。これだけ急激に増えたら。

だから、そういう意味では、僕は、早期に町独自のそういう検査キットなり検査センターを、お金の問題以上にそういう体制をつくって安心感を与えるという施策が必要ではないかなというふうに、先ほど中川議員は救急車の問題言われていましたけれども、僕は、そういうハード面とソフト面の制度設計をやっておかないとあかんのじゃないかなというふうに思っているんですけども、そのあたり、町長、どういうふうに捉えておられますか。この支給制度と併せて対策を、独自の施策をするべきだというふうに思っているんですけども、そのあたりの考えを示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

議員のほうからご指摘をいろいろいただいているんですけども、今現在、世帯単位で給付するという、この国の制度は国の制度でやっていくという形を取っていきたいというふうを考えております。

町のほうのコロナ対策の支援というのは、以前からこういうオミクロンで急拡大するというのはなかなか想定は難しかったところもあるんですが、今はカナちゃんコインということで、第1弾は3千円分を全住民、これは1人当たりということで行いました。正月明けてから、1月明けてから、プレミアム3千円のボーナスつきということで1万円チャージすると3千円まで給付というかボーナスコインがもらえますというような、そういう支援策、これも住民個人にということで考えております。その辺を踏まえまして、町としましては、今回はもう国の制度そのものでやっていきたいというふうを考えています。

ただ、まだまだお困りの方はいらっしゃるというのは、声を聞くことはありますのでその点は重々承知をしておりますけれども、町としてどういう対応をするかということは、もう少し考えていきたいと思っております。

それから、検査体制そのものの問題なんですけれども、発表されたときは、まだまだ無料検査希望者にPCRと抗原検査できるということであったんですけども、先ほど力武議員がおっしゃいましたように、確かに今、薬局に行きましても検査キットがないとか、検査が詰まっているとか、そういうことでなかなか難しい点があると思います。やはり抗原検査の検査キットはすぐないのかというのは、いろいろこう薬局をいっぱい回っても多分無理でしょうというような、そういうお話がありました。ですので、いろんなところを昨日もあるところには聞いて、ないかということも聞いたんですけども、やはり入ってくるのが2月になっちゃうというようなこともあって、そういうふうなことで何とか用意できないかということは少し考えたんですけども、状況としては供給の関係でなかなか難しい点があると思います。

ただ、いろんなところで、もしそういう点があれば、何とかやっていくという考えはありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

このお金を配るということ自体には別に、また世帯単位なんかとかいうのがあっても、基本的には賛成なんですわね。

ただ、前回は子育て世代もそうやったんですけれども、パワーカップル両方とも960万円未満、959万円ずつ稼いでいても支給される。今回も、例えば富裕層で貯蓄はいっぱいあるけれども今働いておられないという定年されたカップル、世帯とかにも配られるというところで、不公平感というのはどうしても拭えないんですわね。

その中でもスピード感を重視してやっていくんやということで、すごくそれは納得できるんですけれども、それやったらスピード感重視して、そういう政策から漏れた人、浪人生であるとか大学生。大学生は大人やろうという話はあるかも、子育て世帯にはカウントせいへんかもしれへんけれども、実際、子育てしてみても一番お金かかるのは、大学生と浪人生なんですわね。そういう世帯とか、例えば、難しいけれども無国籍の人、国籍とか住民票を持っていない人であるとか、町内にどこかしらおるかもしれないホームレスの方とか、どうしても漏れる人とかにも積極的に支援していくという方向も必要やと思うんですけれども、そういう考え、スピード感で言うのであれば何かないですか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

議員仰せのようにいろいろな意見はあると思うんですけれども、今回の制度につきましては、あくまでも先ほども説明させていただきましたとおり、住民税非課税世帯と家計急変世帯を対象としておりますので、ちょっと今の大学生の問題等々あると思いますが、今回はその制度だけで支給対象になると考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

何か答えていないんですけれども。これはこれでいいんですよ。それを文句を言っているわけではないんですよ、前回のやつも。

ただ今後、そういう漏れた世帯、前、町長自身も大学生は何かいろいろあるけれども浪人生は何もないねんとか、大学生も別に今見ていて何もないしね。そういうのとか、問題意識として、ここは漏れているなというのは多分持っていると思うんですわね。そういう方たちに

対しても何らかのアプローチというのを支援策というのもやっていくのかどうか、考える必要があるんじゃないかと思うんですけども、そこを聞いています。今後のことを。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

今後のことにつきましては、今までにQ U Oカードを給付したり、いろんなことをやってきました。それで、まだ今後もそういうことが必要なときに、またこれからも検討して考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

今、お示しいただいた住民税非課税世帯なんですけど、大体共有所得だったらどれぐらい以下の方が、もしくは年金世帯だったらどれぐらい以下の方が該当するののかということが分からないので、お示しいただきたいと思ひます。

それから、同一世帯に世帯分離している家庭があるじゃないですか。その場合はどうなるのかということも併せてお示しいただきたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

森口課長。

○総合政策部秘書企画課長（森口竜也）

今回の給付の対象となります世帯ですけれども、まず住民票で登録されている世帯を基準で考えております。

続きまして、所得に関する部分になりますけど、一定の表というのがまずございまして、扶養している人の数によって収入額で変わってくるんですけども、まず単身、または扶養親族がない世帯の場合ですと、非課税相当の収入というのは93万円という表をもって判断していくこととなります。ちょっと表のほうは細かくなっておりまして、また後ほど、表のほうをお示しさせていただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

じゃその分は、町のほうで抽出していただけるということになると思うんですけども。

次に、家計急変世帯の方々にはどのような形で広報をしていただけるのかということと、必要書類、申請するんでしたら必要ですよ。それはどういうふうなものが含まれるのかということをお教えください。

○議長（浅岡正広）

森口課長。

○総合政策部秘書企画課長（森口竜也）

家計急変世帯の申請に当たりましては、令和3年1月以降に、任意の月で選定していただくんですけども、国のほうから示されたQAのほうでは、一番直近をできる限り示していただきたい。その場合は、例えば前年の所得が分かるための源泉徴収であったり、給与の支払い明細書であったり、また、そういった書類が用意できない場合は、預金通帳の振込された情報が分かるような書類等々、柔軟な対応で所得のほうを確認できるように努めていくということで、検討を進める予定をしております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

続いてどうぞ。

○総合政策部秘書企画課長（森口竜也）

広報のほうにつきましては、町広報紙及びホームページ等によりまして、広報を行ってまいります。

家計急変世帯の申請期限のほうなんですけれども、先ほどちょっと説明あったかと思いますが、9月30日までとなっております。これから約半年以上ありますので、1回の広報ではなく、引き続き広報等で周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

あともう一点、文書で、対象世帯には町が抽出して案内を送ってくださるということなんですけども、例えば、封筒を見なくて返送してこない家庭というのは、多分、高齢者とかだったらあると思うんですけども、そういうふうな場合は返送してこないから勝手やわというふうなこ

とになるのか。もしくは、何らか一定期間を待つてあれした場合は連絡等々が行くのかどうかということも、再確認させてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

周知の方法につきましては、一旦、確認書をお送りさせていただきます。それで、一定期間たっておりましてから確認書の返送がない場合、再度、その対象者の方に対しまして案内の文書を送付させていただきます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第5 委員会提出議案第1号 河南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、福田議員、登壇願います。

○議会運営委員長（福田太郎）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、タブレットの929 令和4年1月25日、1月臨時議会においての臨時議会の資料について、②委員会提出議案第1号をお開きください。

それでは、提出理由の説明を申し上げます。

まず、提案に至った経緯であります。議会改革特別委員会で、広報特別委員会、予算・決算特別委員会を常任委員会として設置することに決したので、議会運営委員会においてお諮りいただきたいと、令和3年10月25日付、委員長から議長、議会運営委員会委員長宛てに申入れがありました。それを受け、議会運営委員会で審査を重ね、本日、委員会条例の改正を地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出することになりました。

それでは、改正案の朗読をもって説明をさせていただきます。

委員会提出議案第1号

河南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

河南町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年1月25日提出

提出者 河南町議会運営委員会委員長 福田 太郎

令和4年河南町条例第 号

河南町議会委員会条例の一部を改正する条例

河南町議会委員会条例（昭和62年河南町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（3）広報常任委員会 7人（議長を含む。）

議会広報に関する事項

（4）予算・決算常任委員会 9人（議長を除く。また、決算に関する審査については、議員のうちから選任する監査委員を除く。）

予算決算に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(広報常任委員会及び予算・決算常任委員会委員の任期の特例)

- 2 この条例による改正後の河南町議会委員会条例に基づき、最初に選任される広報常任委員会委員及び予算・決算常任委員会委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、この条例による改正前の河南町議会委員会条例に基づき選任された常任委員会の任期満了の日と同日に満了するものとする。

これは、年に設置しております総務建設、福祉文教の常任委員会の任期に合わせております。

そして、

(広報特別委員会の廃止)

- 3 この条例による改正前の河南町議会委員会条例第5条の規定に基づき、令和2年10月14日に設置した広報特別委員会は、廃止する。

以上、提案とさせていただきます。ご審議の上、よろしくご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

福田議員、議席にお戻りください。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第6 意見書案第5号 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書についてを議題とします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

松本議員。

○2番（松本四郎）

それでは、意見書について、理由をご説明申し上げます。

タブレットの929 令和4年1月25日臨時会議の資料を上げていただきたいと思います。

そして、その次、ナンバースリー、意見書案第5号を開けていただきたいと思います。

この説明でございますが、意見書に全て内容については記載しておりますので、意見書の朗読をもって内容説明に代えさせていただきます。

#### 意見書案第5号

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書  
別紙の意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年1月25日提出

提出者 河南町議会議員 松本四郎

あと、この賛成者のお名前につきましては、敬称を省略させていただきます。

そして、本日は、ここに記載されておりますが、廣谷議員は欠席でございます。したがって、この名前から廣谷議員の名前を削除させていただくということで、ここに改めてご報告させていただきます。

賛成者 河南町議会議員 高田伸也

〃 河合英紀

〃 大門晶子

〃 力武清

〃 佐々木 希 絵  
〃 福 田 太 郎  
〃 中 川 博

でございます。

続きまして、意見書の内容を朗読いたします。

#### オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された状況においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定される。

したがって、定足数を満たす人数の議員が議場に参集できない状態においても、審議、表決などを可能とする議会運営方法を確立しておかなければ本会議を開けず、議決機関として住民の期待に応えることができない。

英国議会では、すでにいわれるオンライン本会議を実現されているが、我が国においては地方自治法第113条及び第116条第1項における出席の概念が現に議場にいることを前提としており、オンラインによる本会議運営は現行法上できないと解されている。

一方で、総務省は令和2年7月16日付総行第180号で、（新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて）見解を発出されているが、本会議においてもオンライン化ができなければ、議会としての意思決定プロセスは完結できず、議案審査上の利点は限られる。

よって、国及び政府においては、委員会審議におけるオンライン化の意義を認めるのであれば、本会議への導入も同様に是認すべきであり、本会議への参加、表決の意思表示がオンラインによっても可能となるよう、地方自治法における招集・応招・出欠席・表決等の規定を速やかに改正することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年1月25日

衆議院議長 細 田 博 之 様

参議院議長 山 東 昭 子 様

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様

総務大臣 金 子 恭 之 様

以上でございます。どうぞ、ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

本案は、議長を除く本日出席議員の全議員が賛成ですので、この際、質疑、討論は省略し、採決に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。

それでは、松本議員、自席にお戻りください。

それでは、異議がないようですので、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

ここで11時10分まで休憩とします。

休 憩（午前10時49分）

~~~~~

再 開（午前11時10分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

先ほど設置しました広報常任委員会と予算・決算常任委員会の委員の選任についてを日程に追加したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上2件を日程に追加することに決しました。

追加議事日程をタブレットに送信しています。

お諮りします。

追加日程第1 選任第1号 広報常任委員会委員の選任について及び追加日程第2 選任第2号 予算・決算常任委員会委員の選任についての2件を会議規則第37条の規定により一括議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上2件を一括議題とすることに決しました。

委員会条例第7条第2項の規定により、広報常任委員会委員、予算・決算常任委員会委員の選任を行います。

広報常任委員会委員に、高田議員、松本議員、河合議員、大門議員、福田議員、中川議員、そして私、浅岡の7人を、予算・決算常任委員会委員に、高田議員、松本議員、河合議員、大門議員、力武議員、佐々木議員、廣谷議員、福田議員、中川議員の以上9人を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、指名のとおり選任することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

ここで暫時休憩とします。

この間、正副委員長の互選を行うため、両常任委員会の開催をお願いします。議員の皆さんは、全員協議会委員会室に参集願います。

休 憩（午前11時13分）

~~~~~

再 開（午前11時30分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開します。

正副委員長の互選の結果が議長に届きましたので報告します。

広報常任委員会委員長に河合議員、副委員長に高田議員、予算・決算常任委員会委員長に大門議員、副委員長に佐々木議員。

以上、報告いたします。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本臨時会議の議事日程は全て終了いたしました。

本臨時会議の閉会に際し、森田町長より挨拶の申出がありましたので、お受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和4年河南町議会1月臨時会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本臨時会議におきましてご提案させていただきました案件に対しまして、慎重審議の上、ご可決を賜りましてありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、時節柄お体に十分ご留意いただきまして、ご活躍されることをお祈り申し上げますとともに、十分コロナに注意していただきたいと思います。

これをもって、閉議の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

森田町長の挨拶が終わりました。

本臨時会議の会議におきまして、字句等の修正がありましたら、議長において修正させていただきますと思います。

最後に、議長から申し上げます。

皆様には、コロナ感染に対してこれまで十分な予防に心がけていただいているところだと思いますが、このところの感染者の数字に驚きを感じております。いま一度、自己予防に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、これをもちまして令和4年河南町議会1月臨時会議を閉じまして、散会とします。大変お疲れさまでした。

午前11時32分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（4番）

署名議員（5番）